

公共情報コモンズサービス利用規約等の改正について

以下の通り、公共情報コモンズサービス利用規約および細則、公共情報コモンズ運営諮問委員会規則の改正を行う。詳細は別紙1の改定履歴を参照のこと。改正案を参考1から4に示す。

1. 公共情報コモンズサービス利用規約

- (1) Lアラートの商標登録に伴うサービス名称等の変更
 - ・ 「Lアラート」がFMMC及び総務省の共同登録商標であることを明記
 - ・ 本サービスの名称について、「公共情報コモンズ」から「Lアラート」に改定(規約全体)
- (2) FMMCとサービス利用者等の契約に関する規定
 - ・ サービス利用に当たり、申込者が所属団体の代表者とすべき旨を規定(9条)
 - ・ 利用責任者及び技術担当者の変更手順において、利用変更申込書の通知によらず行うことができる旨を規定(9条の2)
- (3) Lアラートサービスに関する規定
 - ・ FMMCとして、一定の技術力を有する事業者を協力事業者としているものの、当該事業者の個別の設備・サービス等の品質保証は行わない旨を明記(18条)
- (4) サービス利用者等の責務及び権限に関する規定の整備
 - ・ 情報発信者、情報伝達者にあっては、情報の発信もしくは伝達が行えない場合の復旧と財団への報告が責務である旨を明記(31条、33条)
 - ・ 協力事業者にあっては、提供しているサービスの利用もしくは運営に重大な支障等が発生し、サービス利用者が情報の発信もしくは伝達が行えない場合に早急な復旧と財団への報告が責務である旨を明記(37条)
 - ・ 特別利用者と協力事業者の業務について、「責務」と「権限」を分けて明記(35条～37条の2)
 - ・ 特定協力事業者について「協力事業者における連携システムの接続に関する契約」の締結すべきことを義務化(37条)
 - ・ 禁止事項に秘密情報の漏えいを追記(40条)

- (5) TVCML および HTTP プロトコルによる接続の終了を明記
 - ・ 平成 28 年 9 月 30 日の時点において、TVCML 又は HTTP をプロトコルとして利用している接続者について、その継続利用の申請を行った場合に限り、一定の条件の下で平成 33 年 9 月 30 日までの利用を許可することを記載。
(別紙 1 2)

 - (6) その他
 - ・ 本サービス利用規約の改正は平成 28 年 2 月 1 日から施行(附則 1 項)
 - ・ 本則 37 条の改正に係る契約締結の義務化について、その適用を平成 28 年 3 月 31 日まで免ずる旨を規定(附則 2 項)
2. 情報発信および受信に関する細則
- (1) 情報伝達者が訓練モード、テストモードの情報を伝達する際の条件
 - ・ 情報伝達者が訓練モード、テストモードの情報を伝達する際の条件を明記
(第 6 条 2 項)
 - (2) TVCML および HTTP プロトコルによる接続の終了を明記
 - ・ 平成 28 年 9 月 30 日の時点において、TVCML 又は HTTP をプロトコルとして利用している接続者について、その継続利用の申請を行った場合に限り、一定の条件の下で平成 33 年 9 月 30 日までの利用を許可することを記載。
(3 条 6)
3. 連携システムの接続に関する細則
- ・ 試験(第 5 条)、検査(第 6 条)、報告義務(第 12 条)に関する規定を追加
4. 公共情報コモンズ運営諮問委員会規則
- (1) 委員会名称の変更
 - ・ 委員会名を「公共情報コモンズ運営諮問委員会」から「Lアラート運営諮問委員会」に名称を変更
 - (2) その他
 - ・ 改正は平成 27 年 12 月 14 日から施行(附則 1 項)

改定履歴

1. 公共情報コモンズサービス利用規約

- ・ 公共情報コモンズの商標に関する記述をLアラートの商標に変更(前文)
- ・ サービス名称を公共情報コモンズからLアラートに変更(2条(3))
- ・ 商標の利用に関する細則を追加
- ・ 特別利用者の定義の表現を変更(2条(8))
- ・ 協力事業者の定義の表現を変更(2条(8-2))
- ・ 利用者設置ノードの定義の表現を「サービス利用者が設置し、財団が認めるもの」を「サービス利用者が設置、運用するもの」に変更(2条(12))
- ・ 利用申込は、当該団体の代表者が行う必要があることを明記(9条)
- ・ 利用責任者、技術担当者の変更の連絡方法を変更(9条の2の2項)
- ・ 財団が協力事業者の提供する設備又はサービスの可用性及び適合性について保証しないことを明記(18条2項(5))
- ・ 公共情報コモンズセンターをLアラート運用センターに変更(22条)
- ・ 利用者設備の接続に当たり、財団が実施する検査に合格する必要があることを明記(26条の2の3項)
- ・ 都道府県の責務を記載(第31条第7項)
- ・ 情報発信者が情報の発信を行えない場合の早急な復旧と財団への報告義務を明記(31条6項)
- ・ 情報伝達者が情報の伝達を行えない場合の早急な復旧と財団への報告義務を明記(33条7項)
- ・ 協力事業者が情報の発信もしくは伝達が行えない場合の早急な復旧と財団への報告義務を明記(37条7項)
- ・ 特別利用者の責務と権限の規定を分割(35条、36条)
- ・ 特定協力事業者とLアラートへの接続サービスを提供する一般協力事業者に対して、協力事業者における連携システムの接続に関する契約を締結する必要があることを明記(37条5項)
- ・ 協力事業者の責務と権限の規定を分割(37条、37条の2)
- ・ 第41条(秘密情報等の取り扱い)に違反する行為を禁止事項に追記(40条)
- ・ 平成28年9月30日の時点において、TVCMML又はHTTPをプロトコルとして利用している接続者について、その継続利用の申請を行った場合に限り、一定の条件の下で平成33年9月30日までの利用を許可することを記載。(別紙1)
- ・ 利用者設置ノードに関する記述を修正(別紙1)
- ・ 秘密事項に全国ノード及びテストノードの接続に関する情報を追加(別紙3)

2. 情報発信および受信に関する細則

- ・ 情報伝達者が訓練モード、テストモードの情報を伝達する際の条件を明記(6条2項)

3. Lアラート連携システムの接続等に関する細則

- ・ 公共情報コモンズをLアラートに変更
- ・ 平成28年9月30日の時点において、TVCML又はHTTPをプロトコルとして利用している接続者について、その継続利用の申請を行った場合に限り、一定の条件の下で平成33年9月30日までの利用を許可することを記載。(3条6項)
- ・ 試験(5条)、検査(6条)、報告義務(12条)に関する規定を追加
- ・ 全国ロードへの接続設定等に関する情報を秘密情報と明記(7条3項)
- ・ 運用の開始(10条)、遵守事項(11条)について明記
- ・ その他、誤植の修正